

東洋女子高等学校学校長 殿

その他の感染症登校許可証明書

年 組 番 氏名

上記の者の疾患は、感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

診断名

出席停止期間 令和 年 月 日 ～

令和 年 月 日

その他の指導事項

令和 年 月 日 医療機関名

医師氏名 印

担当医師 殿

貴医にて治療中の生徒につきまして、病状回復後、他者へ感染する恐れがないと認められましたら、登校許可証明書にご記入の上、当該生徒にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

また、インフルエンザ及び新型コロナウイルスに罹患した場合は、こちらの登校許可証明書ではなく、保護者記入の別様式を提出するようお願いしています。インフルエンザ及び新型コロナウイルスとその他の学校感染症に合併して罹患した際には「その他の指導事項」にその旨ご記入下さい。

登校届・登校許可証明書 提出のお願い

学校保健安全法により本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため、本校では罹患した生徒を出席停止としています。

つきましては、生徒の疾患が治癒し、感染のおそれなくなった際には、登校許可証明書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

<インフルエンザ・新型コロナウイルスに罹患した場合>

→医療機関にて診断後、別紙「インフルエンザ・新型コロナウイルスに関わる登校届」に保護者の方がご記入の上、登校時にご提出下さい。

<上記以外のその他の感染症に罹患した場合>

→医療機関にて診断され、療養後に別紙「その他の感染症登校許可証明書」を医療機関で記入してもらい、登校時にご提出下さい。

	対象疾病	出席停止の期間の基準等
第1種	①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルク病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨ジフテリア ⑩重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第2種	①インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。） ②百日咳 ③麻疹（はしか） ④流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ⑤風疹 ⑥水痘（みずぼうそう） ⑦咽頭結膜熱 ⑧結核 ⑨髄膜炎菌性髄膜炎 ⑩新型コロナウイルス	① 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで ② 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③ 解熱した後、3日を経過するまで ④ 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで ⑤ 発疹が消失するまで ⑥ すべての発疹が痂皮化（黒いかさぶたになる）まで ⑦ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧・⑨ 病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで ⑩ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	①腸管出血性大腸菌感染症 ②流行性角結膜炎 ③急性出血性結膜炎 ④コレラ ⑤細菌性赤痢 ⑥腸チフス ⑦パラチフス ⑧その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで